

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第5項に基づき、別紙のとおり城陽市消防本部における障害者活躍推進計画を公表する。

城 陽 市 消 防 長

城陽市消防本部における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づき、城陽市消防長が策定する計画である。

機関名	城陽市消防本部
任命権者	城陽市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
城陽市消防本部における障害者雇用に関する課題	城陽市消防本部については、これまで職員募集の際には、職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。また、障がいの有無にかかわらず、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をしていることから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者は、市長部局と同一の人事担当課長とする。 定期的な面談その他の適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>市長部局に設置している相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>4. その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>